

18. 添乗員

- 1) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が（添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が）、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要と思われる業務および他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 2) 添乗員が同行しない旅行においては、現地にお願いし当社が手配代行させる者（以下「手配代行者」といいます）により行われ、その者の連絡先を最終行程表で明示いたします。
- 3) 添乗員の業務上原則として、8時から20時までとなります。
- 4) 添乗員は旅程開始前1週間をなくすため、お客様は同行させていただきます。なお、労働基準法上の定めに基づき、一定の休暇取得を申し取り取得させることを必要とするので、お客様各位のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

19. 当社の責任

- 1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。（損害発生の日翌日から起算して2年以内当社に対して通知が有効な場合に限ります。）
- 2) 手配代行者および、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の手配を当社に代わって手配をする者（現地手配代行）をいいます。
- 3) 当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- 4) 当社としては、国内旅行保険のご加入を強くお勧めいたします。
- 5) お客様が次に例示するような当社または手配代行者の関与し得ない事由により、損害がもたらされた場合は、当社が本項(1)の責任を負いません。
ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらが生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらが生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
エ 自由行動中の事故
オ 食中毒
カ 盗難、詐欺等の犯罪行為
キ 運送・宿泊機関等の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮
ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護費用等には一切適用されません。
ケその他、当社の関与し得ない事由
- 6) 手荷物について生じた本項(1)の障害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。（当社または当社の手配代行者が重大な過失がある場合を除きます）

20. 特別補償

- 1) 当社は前項(2)の責任が生じるのか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡・補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第8条2項に規定する物品については補償いたしません。
※事故による賠償治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護費用等には一切適用されません。
- 2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い、運転、疾病等の他、受注型企画旅行参加による場合で、自由行動中のスライダー、ダイビング、ハンゴライダー、搭乗、超軽飛行機（モーターグライダー、マイクロライト、ウォルトライト機等）搭乗、ジェットプロペラ機搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 3) 当社が前項(2)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が先ず損害賠償金の一部または全部に充当します。
- 4) 当社は求めに応じてお客様が旅行の日程から離れて行動するための手配を受けるとありますが、この場合当該別行動の手配は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。
- 5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて履行する場合でも、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

21. お客様の責任

- 1) お客様の故意、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規程を守ることにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申すことができます。
- 2) お客様が当社約款を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。
- 3) お客様は、旅行開始後において契約書に記載の旅行サービス内容を円滑に享受するため、契約書と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申し出なければならないとします。

22. オプションツアーまたは情報提供

- 1) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が企画、実施するオプションツアーの第20項（特別補償）の適用については、主たる受注型企画旅行契約の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーは、パンフレット等で明示します。
- 2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアーに参加中のお客様に発生した第20項（特別補償）で規定する損害に対しては、当社が同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプションツアーの企画にかかわる企画者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーが主催を行う現地法人および当該企画者の定めにより、当社が、パンフレット上で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等の参加中にお客様が発生した損害に対しては、当社が第20項（特別補償）の規定に適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23. 旅程保証

- 1) 当社は、次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合、次の①②③を従って旅行代金を請求する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行代金（手配代行者）の30日以内に支払いたします。ただし、当該変更事項について当社に第19項（当社の責任）が生じたことが明らかである場合は、変更補償金としてでなく、損害賠償金が発生することが一部または全部に支払われます。
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の施設設備の不足（オーバーブック）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）
ア 旅行日程と支障をもたらす天災、天災後援
イ 戦乱
ウ 暴動
エ 官公署の命令

お客様へ『ご案内とご注意』

●変更について

●受注型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約として取り扱います。その際に取り消しの発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは出発日より帰国日の日程変更、減延泊、コース変更（航空会社、ホテル、観光内容等）旅行者の事前の変更（交替に替る場合を除く）などを含みます。

●特別な配慮を必要とされるお客様へ

●お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じさせていただきます。また、健康診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

●国内旅行保険について

●ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず国内旅行保険に加入されることをおすすめいたします。

《ご旅行をお楽しみいただくために》

●ご旅行中に提供された旅行サービスが、パンフレット記載の内容とは異なることと認識された場合はご旅行中に速やかに申出ください。ご帰国後のお申出の場合でも、対応し可能な場合もございます。

オ 欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供

- 1) 第19項(2)の規定にかかわらず、お客様が被られた損害を賠償させていただきます。ただし、当該変更事項について当社に第19項（当社の責任）が生じたことが明らかとなった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなくてはなりません。この場合、当社が、同項の規定に基づき支払うべき損害補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。
- 2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がご旅行の履行に基づき旅行契約が解除されたとき、お客様が被られた損害を賠償させていただきます。ただし、当該変更事項について当社に第19項（当社の責任）が生じたことが明らかとなった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなくてはなりません。この場合、当社が、同項の規定に基づき支払うべき損害補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。

○変更補償金

	変更補償金の額-1件につき旅行代金×お支払比率の率		
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合	
①	契約書面に記載した旅行開始日の変更	1.5%	3.0%
②	契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③	契約書面に記載した運送機関の等級または運賃の低い料金ものへの変更(運送機関の等級および設備の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを上回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④	契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤	契約書面に記載した宿泊地の本来の旅行開始地である宿泊地が旅行地である客室の専有便の変更	1.0%	2.0%
⑥	契約書面に記載した本邦内と本邦外の間における直行便の乗継または経路便の変更	1.0%	2.0%
⑦	契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

- 注1：確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間には確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間には変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注2：③または④に掲げる変更に係る変更額が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注3：④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
- 注4：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車単位または1泊中にて複数生じた場合であっても、1乗車単位または1泊につき1件として取り扱います。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年9月1日を基準としています。また旅行代金は、2014年9月1日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・運賃規則を基準としています。

25. 個人情報保護に関する事項

- 1) 当社は、個人情報保護法に基づき、お客様をはじめ、当社に接するお客様からご提供いただいた個人情報、ご本人様の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示いたしません。
- 2) 当社は、個人情報保護法および関連するその他の法令、国の定める指針その他の規程を遵守するとともに、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、役員および従業員に周知、遵守徹底に努めるとともに、継続的に改善して常に最良の状態を維持してまいります。
- 3) 当社は、個人情報保護を適切かつ慎重に保管・管理し、漏洩、滅失または毀損等の危険を防止するために、技術および管理の両面から適切かつ合理的な安全対策の実施に努め、またその見直しを継続的に実施してまいります。万一に個人情報の漏洩、滅失または毀損が生じた場合は、ご本人様に速やかにその旨をお知らせするとともに、相応の対応処置や是正処置を行ってまいります。
- 4) 当社は、ご本人様からの個人情報に関する開示等のご請求、および苦情やご相談に迅速に対応いたします。

制定日 2005年3月1日
改定日 2012年10月29日

株式会社 Happiness Vacation

【個人情報お問い合わせ窓口】

株式会社 Happiness Vacation
06-4393-8968
平日 11:00～14:00 / 15:00～18:00

個人情報保護の取り扱いです

1. 個人情報の利用目的
当社は、旅行、またはご旅行に関する保険等のお申込みの際に提出いただいた申込書（申込フォーム）に記載または入力された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいたご旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配および受領、ならびに保険

関連サービス提供業務のために必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、将来より良い旅行商品の開発をするためのアンケート分析や、当社および当社が提携する企業の商品やサービスのご案内をお客様にお届けするため、あるいは、ご旅行前後のご意見やご感想の提供、お祝い、特典サービス等の提供等に、お客様の個人情報を活用させていただきますことがあります。いずれの場合でも、個人情報を当社にご提供されるか否かについては、お客様ご自身で選択できるものと、ご提供いただいた個人情報、お申し込みいただくサービス等の手配に必要不可欠なものである場合を除き、当社の商品・サービス等を利用いただくことになりました。ご了承ください。
※当社は、ご旅行のお申込をとり、お客様よりご提供いただいた個人情報の一部を個人データとして保存いたします。

2. 個人情報の提供

- 1) 以下列外事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供することはありません。
- (1) お客様の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 国の法律、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (6) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託すること

- 3) 個人情報に関する開示等の個人情報について
ご本人様からのご本人様の個人情報についてお問い合わせは、開示、削除もしくは消去に関するご要望、その利用の停止または第三者への提供の停止等をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、当社お問い合わせ窓口までお申出ください。法令および当社規定に従い、合理的な期間内にご希望の内容に対応し、その結果をご本人に通知いたします。また、ご希望の一部または全部に満たない場合は、その理由をご説明いたします。
【個人情報お問い合わせ窓口】 株式会社 Happiness Vacation

4. その他の事項

- 本「個人情報保護取扱い」は、(株) Happiness Vacationの日本国内における個人情報の取扱いに関するものです。当社の国内関係会社、および海外現地法人は対応していません。
 - 16歳未満のお客様は、保護者の方の同意を得た上で、個人情報を提供いただきますようお願いいたします。
 - 当社では、お客様の個人情報保護をより適切に管理するため、または、関係法令の変更に伴い、「個人情報保護方針」を改定することがあります。
- 制定日 2005年3月1日
改定日 2012年10月29日

26. 通信契約の旅行条件

- 1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の広帯域の会員署名なきとして旅行代金、取消料等のお支払いを受けるとする条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け、旅行契約（以下「通信契約」といいます）を締結することとなります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点のみご案内いたします。
- 2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払いまたは払戻しを履行すべき日とします。
- 3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みの既成事実と見做すことといたします。郵便、その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を締結する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- 4) 当社は、提携会社のカードにより所定の広帯域の会員署名なきとして旅行代金と取消料等のお支払いを受けるとする。この場合、旅行代金のカード利用日、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、第15項において当社が旅行契約をお支払いしたときは、当社が定める期日およびお客様の既成事実と見做すことといたします。
- 5) 当社は、お客様の所属するクレジットカードが提携企業または無効であり、お客様が旅行代金・取消料等または全部を提携企業の手配により決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することがあります。

27. その他

- 1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物取戻に伴う諸費用、引動手帳に要した諸費用が生じたときは、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- 2) お客様の既成事実と見做すお申込みは、ご案内内容が変更になりますが、お問い合わせ先は、お客様の責任にて購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお取り扱いいたしません。免税店に旅行される場合は、ご購入品を必ず手荷物として用意いただきます。その手続きは、土産店・空港等で確認の上、お客様ご自身で行ってください。ワントーン契約や国内諸法により日本への持ち込み禁止である品物がございませぬこと、ご購入には十分ご注意ください。
- 3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 4) 子供料金は必ず幼児料金は、コースによって規定異なります。
- 5) 当社が旅行契約により旅費を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、日程表に掲載している出発地発着の集合（集合）として、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。ただし企画内容にて別途、旅程を管理する義務を負う範囲を定めた場合は、これとは異なります。
- 6) 契約に関する日本法と当社の紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法を準拠するものとします。

《旅行代金の返金に関するご注意》

当社では、お客様の都合による取消の場合、および返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

《空港諸税・燃油サーチャージについて》

- (1) 旅行代金には、空港諸税および燃油サーチャージは含まれておりません。（パンフレット等で経路表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く）空港諸税および燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。
- (2) 上記にかかわらず、空港諸税、燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合があります。当該時点における当社発行パンフレットにて再度空港諸税、燃油サーチャージ等をご案内いたします。燃油サーチャージの増額による追加徴収、返金させていただきます。燃油サーチャージは、燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増額による追加徴収および返金いたしません。
- (3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合には所定の取消料を申す。

《お申込みの氏名（スペル）の変更および訂正について》
お申込みの際および申込書の記入において氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名（スペル）を誤ってお申込みされた場合、航空会社の再発給、関係する機関の氏名訂正などが必要になり、所定の取消料をいただきます。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合旅行契約を解除した運送料をいただく場合もございます。

《事故等のお申出について》

●旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先にご連絡ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください。

《航空会社のサービスについて》

- 航空会社による座席配分または航空機の座席配列もしくは混雑状況、チェックインの時間等により、グループ、カップル、ファミリー、ご家族でのご参加の場合でも、隣合わせの席やその他ご希望に添えない場合があります。またエコノミークラスの場合、通路側、窓側のご希望は必ずしも受けられません。
- 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、お客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第19項（1）および第23項（1）の責任を負いません。
- 悪天候、天災地変、交通機関の遅延・不運・スケジュールの変更・ストライキ・経路変更等による旅行日程の変更・目的地的滞在時間の短縮および観光地の変更・削除などが生じる場合があります。このような当社の関与し得ない事由の場合、当社は免責となりその責任は負いかねます。が、当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力します。その場合、現地にて追加手配した交際費、宿泊費等はお客様のご負担となります。